

平成31年度(2019年度)  
中学生以上対象 消費者教育学習資料  
(保護者の方もお読みください)

# 知っとく!

きみもめざそう!消費者市民



中学生も消費者

# 「消費者市民」を目指そう!

「消費者教育の推進に関する法律」では、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、わたしたち消費者が、自分のことだけでなく、家庭や友達、さらには社会や地球環境のことも考え、自分で情報を収集し、学び考え、行動することを求めています。

私たちの消費行動が、現在や将来にわたって、日本や世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚して行動する人を「消費者市民」と言います。

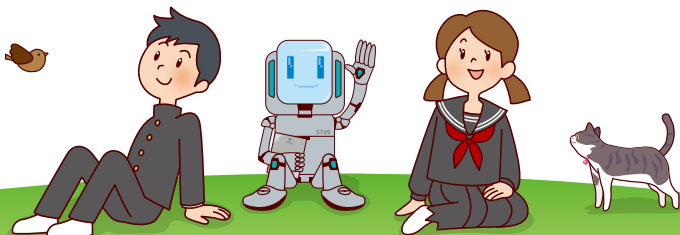
私たち一人一人が「消費者市民」となり、社会や環境のことを考え行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。

この学習資料を通じて、「消費者市民社会」の実現をみんなで目指しましょう。

## 目次

※この本では、各テーマの初めに、活用できる教科書のページを記載しています。  
(家庭分野:「技術・家庭[家庭分野]」開隆堂、公民:「新編 新しい社会 公民」東京書籍)

<b>1</b>	<b>消費者が権利を実現し、責任を果たすとはどんなこと?</b>	<b>P2</b>
	家庭分野 P230~231 「消費者の権利と責任」 公民 P124~125 「消費者の権利を守るために」	
<b>2</b>	<b>「契約」って何?</b>	<b>P4</b>
	家庭分野 P224~225 「契約と消費生活のトラブル」 公民 P122~123 「契約と消費生活」	
<b>3</b>	<b>中学生から寄せられる契約トラブル(鹿児島市)</b>	<b>P7</b>
<b>4</b>	<b>中高生に多いトラブル(インターネットでのトラブル)</b>	<b>P8</b>
<b>5</b>	<b>若者に多いトラブル</b>	<b>P12</b>
	家庭分野 P224~227 「契約と消費生活のトラブル」 公民 P122~124 「契約と消費生活」	
<b>6</b>	<b>知っておきたいクーリング・オフ制度</b>	<b>P14</b>
	家庭分野 P228~229 「消費者を支えるしくみ」 公民 P124~125 「消費者の権利を守るために」	
<b>7</b>	<b>いろいろな購入方法</b>	<b>P16</b>
	家庭分野 P220~221 「購入方法と支払い方法」 公民 P122~123 「契約と消費生活」	
<b>8</b>	<b>いろいろな支払い方法</b>	<b>P17</b>
	家庭分野 P220~221 「購入方法と支払い方法」 公民 P120~121 「私たちの消費生活」	
<b>9</b>	<b>商品の選び方を考えてみよう</b>	<b>P20</b>
	家庭分野 P234~235 「消費者としての力をつけよう」 公民 P120 「私たちの消費生活」	

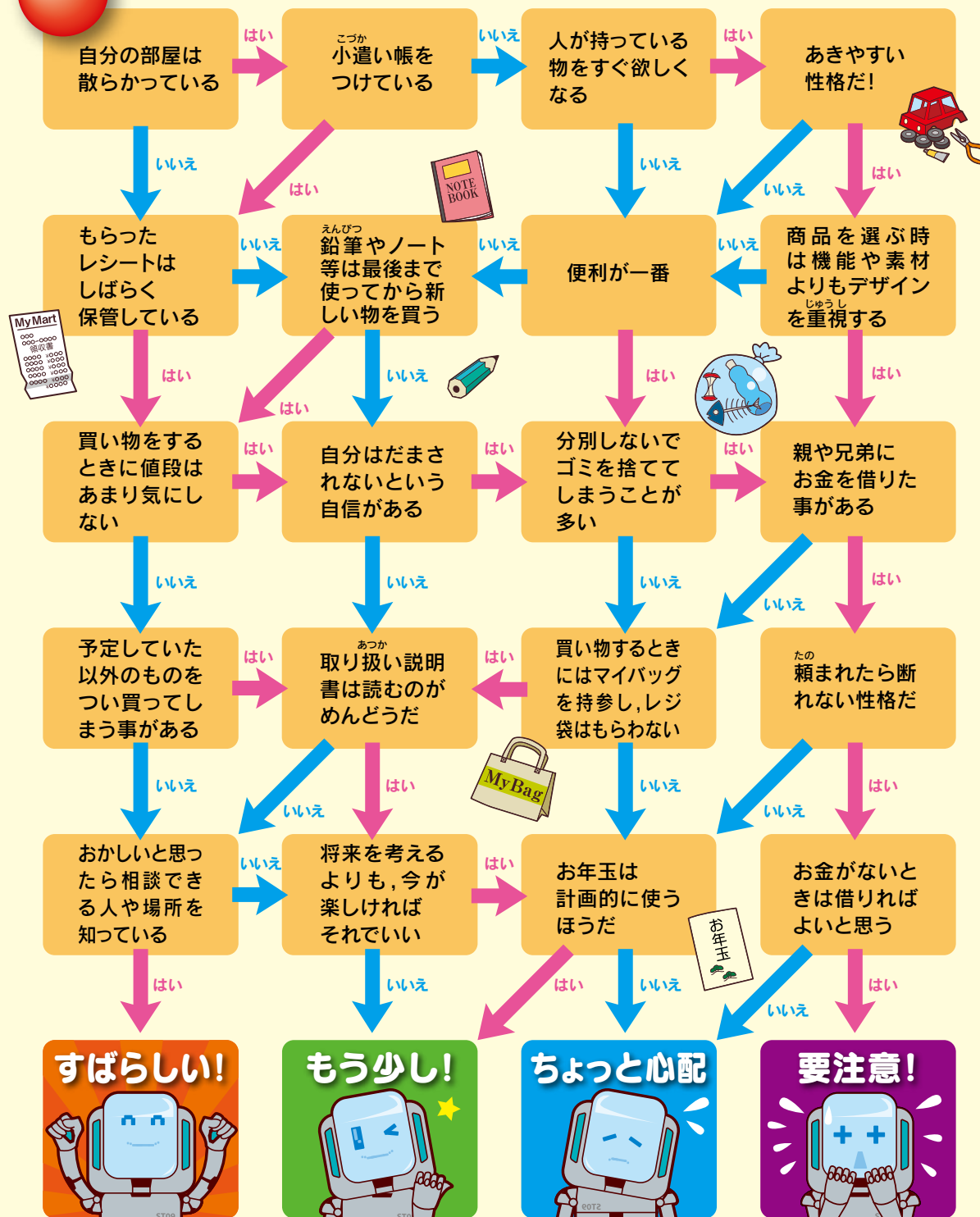


## あなたはどっち!?

# かっこいい消費者度チェック!

下の質問に はい・いいえ で進んでみよう

START



この本を読んで、もっとかしくなろう!!

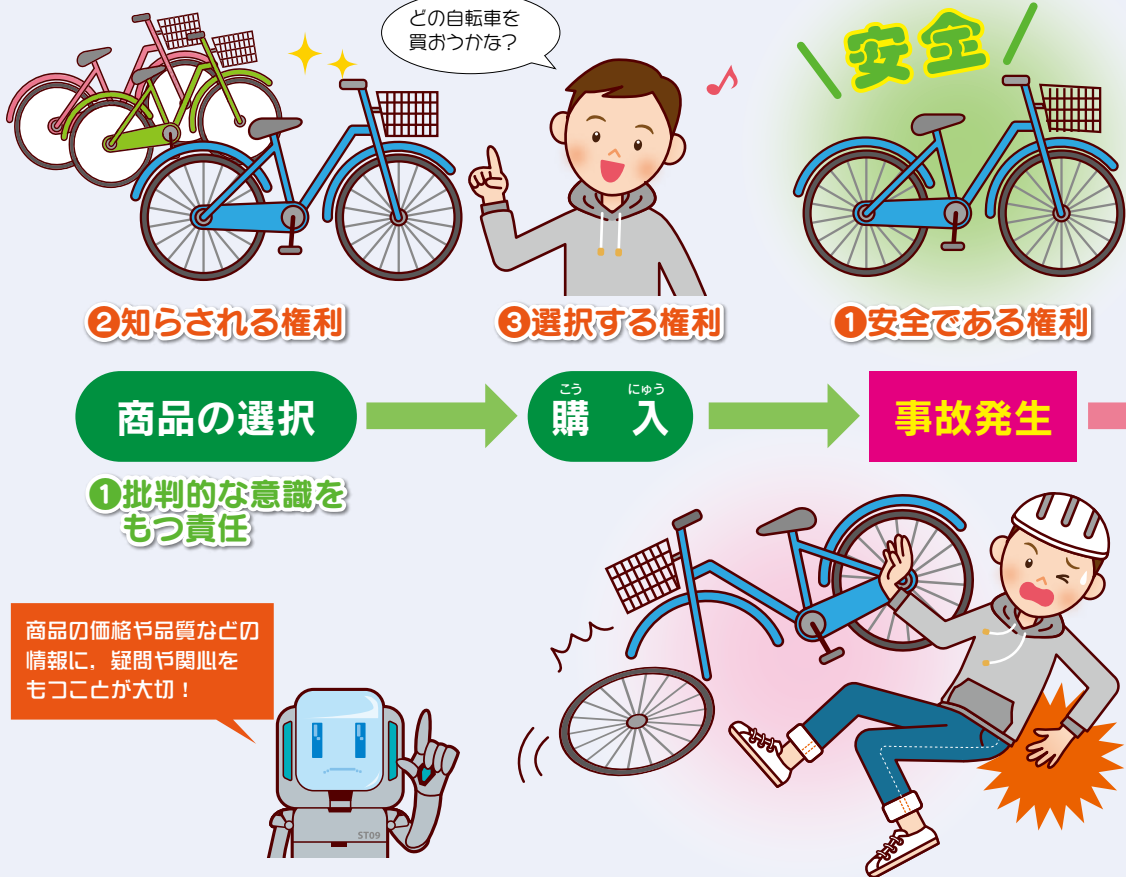
次ページへGO

# 1

## 消費者が権利を実現し、責任を果たすとはどんなこと？

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P230～231「消費者の権利と責任」  
 公民 P124～125「消費者の権利を守るために」

消費者の権利を実現するために、私たち消費者は何をしたらよいでしょうか。また、消費者が責任を果たすと、どのようなことが起きるでしょうか。下の図を参考にしてみましょう。

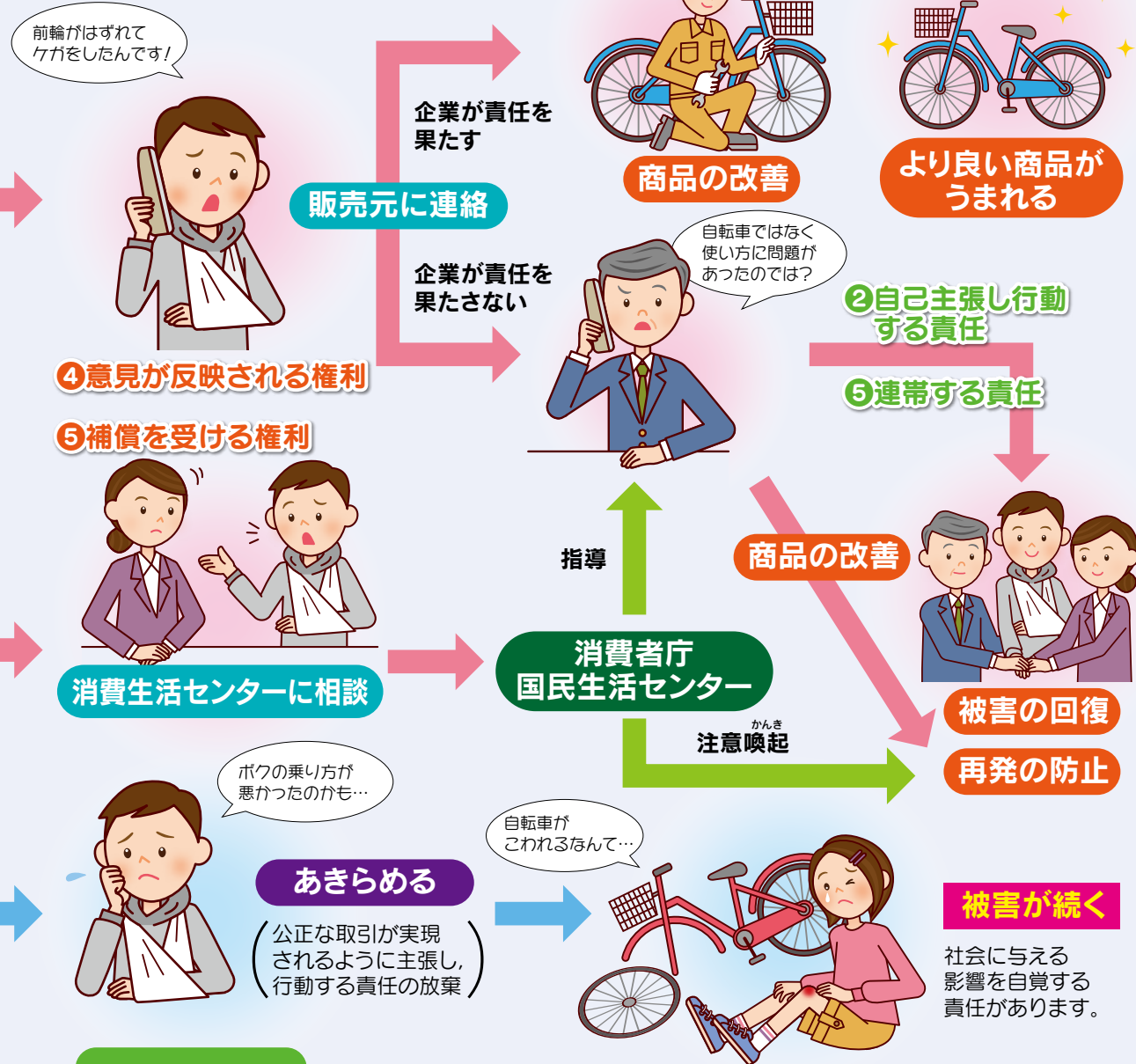


商品の価格や品質などの情報に、疑問や関心をもつことが大切！

★消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。消費者の責任は国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構(CI)が提唱したものです。

### 消費者の権利

1 安全である権利	健康や命にかかわる危険な商品によって消費者が危害を受けることがないよう保障される。
2 知らされる権利	商品を選ぶ時に、正しい表示やお店の人から適切な情報を知ることができる。
3 選択する権利	自分の意志で自由に商品やサービスを選択できる機会が保障される。
4 意見が反映される権利	企業や消費生活センターなどに意見を申し出た時に、意見が反映されて対応策がとられる。
5 補償を受ける権利	被害を受けて企業や消費生活センターなどに相談した時に、被害を回復するために対応策がとられる。
6 消費者教育を受ける権利	被害や事故にあわないような消費者センスを身につけるため、事前に学校や家庭で学ぶ。
7 生活の基本的ニーズが満たされる権利	生活に必要な物資やサービスを十分に手に入れることができる。
8 健康な環境の中で働き生活する権利	持続可能な社会環境の中で生活し、働くことができる。



### 消費者の責任

1 批判的な意識をもつ責任	与えられた情報をうのみにするのではなく「あれ？ 何かおかしいな？」と疑問や関心をもつ。
2 自己主張し行動する責任	買った商品に問題があった時に、販売元に問題の改善を求めたり、消費生活センターなどに相談する。
3 社会的関心への責任	消費者の行動は、自分だけでなく、商品を生産する人達のくらしや社会全体に影響を与えていることを自覚する。
4 環境に与える影響を自覚する責任	環境に配慮した商品を選択したり、ゴミの出し方に配慮するなど、消費者の行動が環境に影響を与えることを自覚する。
5 連帯する責任	トラブルの解決のために、被害にあった人が一緒になって問題に立ち向かう。

A. 権利を実現するために消費者がすべきことは？

B. 消費者が責任を果たすと、どのようなことが起きる？

1 「契約」とは約束です

「契約」ってどんなことだと思いますか。大人がする複雑なものだと思いませんか。コンビニでお菓子を買ったり、バスに乗ったりすること、これらも実は「契約」なのです。下の絵のように、買い手と売り手のお互いの意思が一致(合意)すると、「契約」が成立します。「契約」とは、権利と義務が発生する法律で認められた約束行為なのです。



2 口約束は「契約」？

契約は、口約束だけでも成立します。ただ、口約束は勘違いや忘れることがあるので、約束の内容を記録した「契約書」を残すのが大事です。契約書に押印やサインをすると、たとえ内容を読んでいなくても、契約書の内容に納得して契約したとみなされます。契約書は、よく読んで納得してからサインをし、必ず保管しておきましょう。

Q1 次の中で契約でないものはどれでしょう？

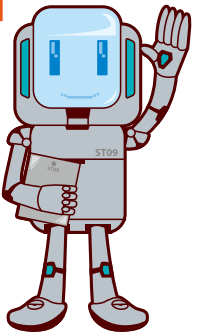
(回答は21ページ)



3 「契約」は慎重に！

契約が成立すると、買い手には商品やサービスを受け取るために、お金を支払う責任(義務)が生まれ、売り手には商品を渡したりサービスを提供したりする責任(義務)が生まれます。自分だけの都合で、一方的にやめることはできないのです。法律で認められた正当な理由がなければ、契約を解除したり取り消したりすることはできません。契約をするときは、よく考えて慎重にすることが大切です。

世の中のあらゆるものに契約が存在しているよ。契約はよく考えて慎重に！



法律で契約の解除や取り消しが認められているのは……

- 1 未成年者が契約した場合
- 2 法律や契約でクーリング・オフが認められている場合 (詳しくは15ページを参照)
- 3 不当な勧誘行為があった場合(例:長時間の勧誘,ウソの説明など)
- 4 だまされたり,おどされたりした場合
- 5 相手が約束(契約内容)を守らなかった場合など…



## 4 未成年者の「契約」

未成年者が契約するには、保護者の同意が必要です。保護者の同意がないときは、契約を取り消すことができます。ただし、取り消されない場合もあります。

契約は慎重に行いましょう。

### 取り消されない未成年者の契約とは…

- ① おこづかい程度のお金で契約した場合
- ② 自分は成年であると相手をだまして契約した場合
- ③ 結婚した場合
- ④ 成年後に支払いをした場合



### 未成年者の契約取消とは？

未成年者は、未成年者契約取消をすることができます。未成年者が成年になってからも、5年以内であれば未成年のときに行った契約は取り消すことができます。ただし、成年になって以降に商品の提供を受けたり、代金を支払った場合は、取り消すことはできません。

手続きは、未成年者自身からも保護者からでもできます。

(通知の出し方はP15クーリング・オフ参照)

契約取消通知  
 2019年4月11日、御社の訪問販売においてサプリメントの購入申込をしましたが、契約者の桜島桜子は未成年のため、この契約を取り消します。  
 また、私が御社に支払った代金の2万円は、直ちに返金し商品を引き取ってください。  
 2019年4月18日  
 鹿児島市〇〇町1-1  
 桜島 桜子

### ●成年になると

自分の意思で契約できるようになり、その責任を負う。

- ① 車を購入すること
- ② 自分のクレジットカードを作ること
- ③ 自分の意思で結婚すること など

※ただし、飲酒や喫煙は20歳にならなければなりません。



### ●いつ成年になるの？

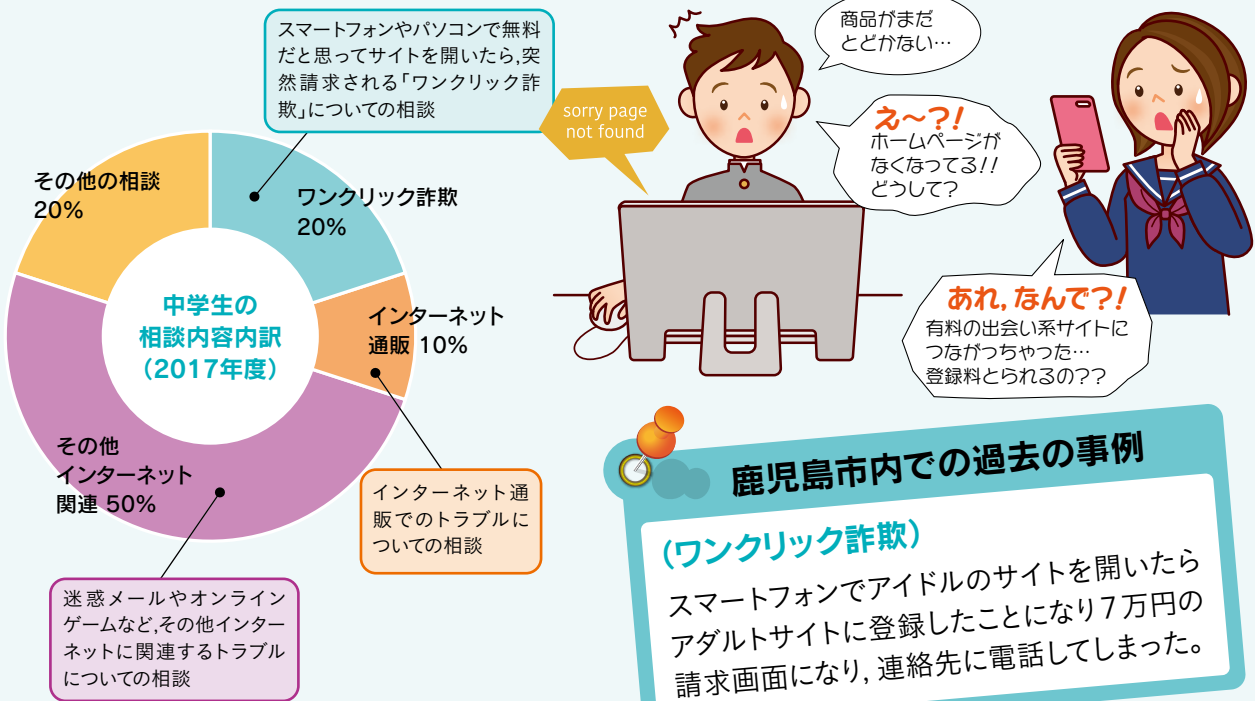
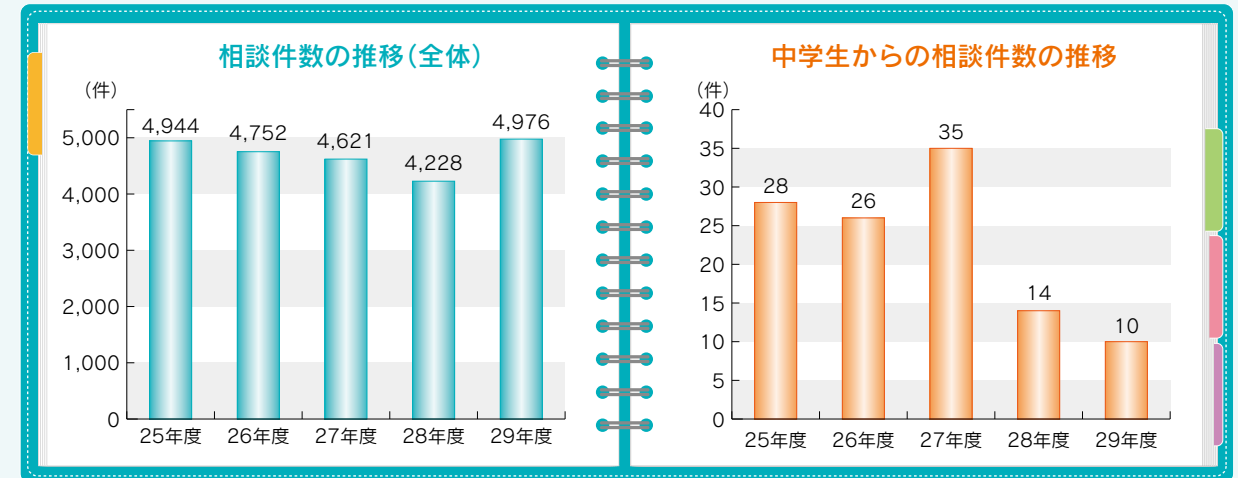
民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

2019年度現在の学年	生年月日	新成人となる日	成年年齢
高3	2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
高2	2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
高1	2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
中1, 中2, 中3	2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

## 3 中学生から寄せられる契約トラブル(鹿児島市)

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P224~227 「契約と消費生活のトラブル」  
 公民 P122~124 「契約と消費生活」

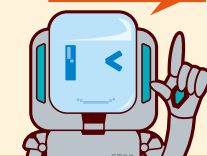
鹿児島市消費生活センターでは、消費生活に関する様々な問合せや苦情相談に応じています。当センターに寄せられる中学生からの相談内容は、ほとんどがスマートフォンやパソコンのインターネットでの不当な請求によるものです。また、相談内容はますます複雑・多様化しています。



### 鹿児島市内での過去の事例

**(ワンクリック詐欺)**  
 スマートフォンでアイドルのサイトを開いたらアダルトサイトに登録したことになり7万円の請求画面になり、連絡先に電話してしまった。

### アドバイス



- ◆ 契約の確認画面がない場合は、契約は成立していないので、支払う必要はありません。相手に連絡を取らないようにしましょう。
- ◆ 困ったときは、周りの大人や消費生活センターに相談しましょう。

# 4 中高生に多いトラブル (インターネットでのトラブル)

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P224~227「契約と消費生活のトラブル」  
 公民 P122~124「契約と消費生活」

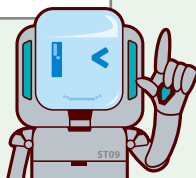
最近では、スマートフォンやパソコンなどの普及にともない、中高生が様々なトラブルに巻き込まれるケースも増えています。スマートフォンなどの情報機器の使用上の注意点・トラブル事例をよく確認し、かしこく利用しましょう。

## 1 架空請求



架空の請求メールを送りつけ、連絡してきた人からお金をだましとる詐欺の手口です。住所や氏名などの個人情報がかかるかのように書いてある場合が多いのですが、自分から連絡をしなければ、相手に自分の情報が分かることはありません。

絶対にあわてて電話やメールで問い合わせをしちゃダメだよ!!



## 2 ワンクリック詐欺



これは犯罪の手口の一つで、消費生活センターでも特に相談の多い事例です。

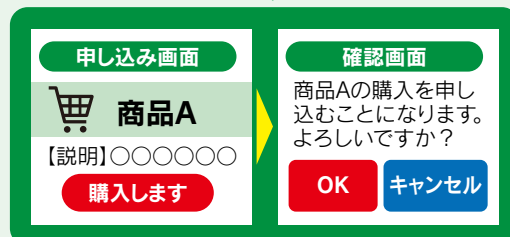
お金を振り込んだり、業者に連絡したりせず、すぐに保護者や消費生活センターに相談しましょう。

請求画面が消えないときは、情報処理推進機構(IPA)のHPを参照してください。

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html>

パソコンや携帯電話でインターネットを使って行う契約について**2段階構えの画面がもうけられていなければ、契約は無効**(最初から契約がなかったこととなります)

【2段階構えの画面が、もうけてある例】



## 3 オンラインゲームのクレジット決済トラブル



1 オンラインゲームのキャラクターのアイテムを買うために、保護者のクレジットカードを内緒で持ち出して、番号を入力しました。

2 翌月、クレジットカード会社から高額請求がきました。

クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任を問われたり、保護者自身のカード管理責任などを問われる可能性があります。

オンラインゲームを始めるときは、保護者に相談して、内容や料金を確認し、遊ぶ時間や金額などルールを決めて遊ぶようにしましょう。

## 4 インターネット通販



1 ネット通販で、欲しかった人気の商品を見つけ、購入しました。

2 お金を振り込み、商品が届きました。イメージと違ったが、返品交換が出来ませんでした。

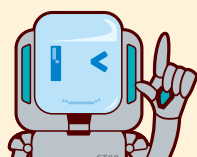
ネット通販は、パソコンの他に携帯電話などからも簡単に利用できます。

ネット通販では、購入前に実物を見たり手にとったりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルがあります。

また、通信販売で、初回お試し価格の商品を注文した。1回分だけの注文のつもりだったのに、2回目以降も商品が届いた。解約を申し出たが、定期購入契約だとして拒否されたというようなトラブルがあります。

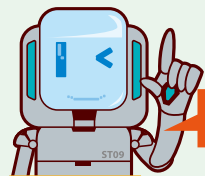
契約の詳細な内容や返品のルールについてよく確認してから申し込むようにしましょう。

トラブルに巻き込まれて困ったときは、保護者や消費生活センターに相談しましょう。



相談窓口

- 鹿児島市消費生活センター 099-252-1919
- 消費者ホットライン 188
- 鹿児島県警察総合相談電話 #9110



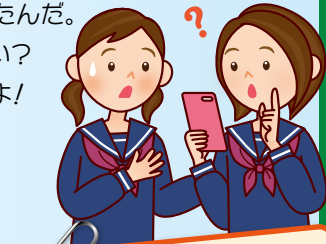
# あなたならこんなときどうする？

(回答は21ページ)

## ケース 1

### Aさんは、友達を作ろうとSNSに登録してみました。

- A この前、学校以外の友達を作ろうと思って、SNSに登録したんだ。
- B そうなんだ！でも名前とか登録するんでしょう？怖くない？
- A ただプロフィールとか写真を載せるだけだから大丈夫だよ！
- B それで何か反応あった？
- A うん！それがね、すぐに連絡が来て盛り上がりつつあって！
- B へえー、どんな人なの？
- A 同じ年くらいの子みたい。もっとやりとりしやすいように、違う無料サイトにも、登録するように誘われているんだけど…。どうしよう？
- B それって、へんなサイトじゃないよね？大丈夫？



**SNSとは**  
インターネット上でいろいろな人と交流することができるソーシャル・ネットワーキング・サービス

- Q1 このあと、Aさんはどうしたらよいと思いますか？
- Q2 あなたが、Bさんならどのようにアドバイスしますか？
- Q3 指示された無料サイトに登録したらどのようなトラブルが起きる可能性があると思いますか？

## ケース 2

### CさんとDさんは、パソコンでアイドル〇〇の動画が無料となっていたので、興味本位でアクセスしてみました。

- C あれ？「ご入会ありがとうございます」  
「入会手続きを完了しました。ご利用期間60日間、ご利用料金24,000円を3日以内に振り込んでください。」だつて！
- D だから、やめとけって言ったのに。どうするんだよ。
- C いっしょに見ようつて、言ったじゃないか？
- D とりあえず、退会手続きをしておけば大丈夫さ。
- C よし、とりあえず、退会しよう。あれ、請求画面が消えないぞ。どうしたらいいんだ！
- D 連絡先が書いてある。電話してみようか。



- Q1 このあと、CさんとDさんはどうしたらよいと思いますか？
- Q2 連絡先に、連絡したらどのようなトラブルが起きる可能性があると思いますか？

# ネットトラブルを防ごう

スマートフォン・パソコンは便利ですが、SNSやインターネットの利用で思わぬトラブルに巻き込まれることがあるので注意が必要です。

## ●SNS利用時の注意

- SNS上で知り合った人や情報をうのみにしない  
書き込み内容が本当とはかぎりません。
- ネットいじめをしない  
誰かを苦しめ、悲しませる行為です。
- 個人情報をのせない(顔写真等含む)  
設定確認して、個人情報を守りましょう。
- 知らない人と会わない  
危険に巻き込まれるケースもあります。
- 事故の様子や悪ふざけ行為を投稿しない  
人を思いやり行動しましょう。



## ●フィルタリングって知ってる？

鹿児島県内の中学生のスマートフォン(携帯電話含む)の所持率は、年々増加しています。インターネットの世界には私たちが狙う思わぬ落とし穴が潜んでいます。インターネット上の有害な情報から私達を守るため「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)を設定しましょう。

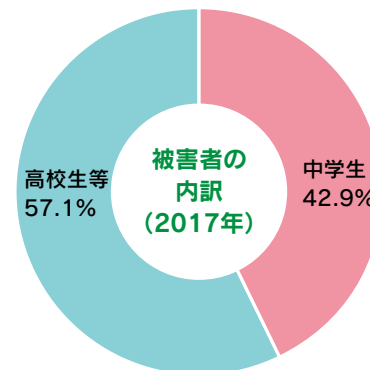
### フィルタリングとは

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じたカスタマイズが可能なものもあります。



## 犯罪被害(鹿児島県) (鹿児島県警察本部発行「平成29年少年白書ダイジェスト」より)

県内でコミュニティサイト\*や出会い系サイトに起因する18歳未満の犯罪被害者の約4割が中学生でした。被害者でフィルタリングを設定していた人はほとんどいませんでした。



## 実際にあった被害の事例

Aさんは、コミュニティサイトで知り合った男から、「動画とかはいける?」「着た状態から、一枚ずつ脱いで、全裸になるところまで。」などと言葉巧みに誘導され、裸の画像を送信させられた。



\*コミュニティサイトとは異性交際目的でない、ユーザー同士の交流ができるゲームサイトやSNSなどをいう。

# 5 若者に多いトラブル

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P224~227 「契約と消費生活のトラブル」  
 公民 P122~124 「契約と消費生活」



若者の間でも、強引な勧誘や悪質な手口で、高額な請求にあうなどの被害が後を絶ちません。若者が被害にあいやすい悪質商法の手口や個人情報のトラブルを紹介しますので、同じような被害にあわないように気をつけましょう。

## 1 アポイントメントセールス



「プレゼントがある」「当選した」などと言って呼び出し、待ち合わせの事務所や喫茶店などに行くと、高額な商品やサービスを高く売りつける手口です。

## 2 キャッチセールス



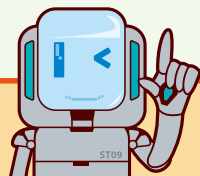
街角で「アンケートに答えてほしい」などと声をかけて近づき、事務所や展示会場などに連れていき、高額な商品やサービスを売りつける手口です。

### そのほかの事例

- エステの無料体験に当選したという連絡があったのでお店に行った。体験後に美容器具の購入をすすめられた。
- 街でモデルにならないかとスカウトされていったところ、「写真撮影代と紹介カタログ代に5万円払え」といわれた。

### トラブルにあわないためにも

- ◆ うまい話に誘われても行かないようにしましょう。
- ◆ 見知らぬ人から誘われたり、親しげな雰囲気の話しかけられてもまどわされないようにしましょう。
- ◆ 声をかけられても立ち止まらないではっきり断りましょう。
- ◆ 「キャンペーン」「無料」といった言葉をうのみにしないようにしましょう。



## 3 マルチ商法



販売組織に加入した人が次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら、商品などを販売していく手口です。

友人や先輩などの誘いだとなかなか断れないという人の弱みに付け込み、会員に加入させたり、高額な商品を売りつけるため、大切な人間関係まで壊されてしまいます。

## 4 個人情報トラブル



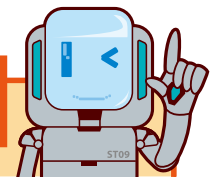
宅配業者や警察、学習塾など様々な職業を名乗って電話をかけ、年齢や家族構成、クラスメートの電話番号などの個人情報を聞き出そうとする手口です。

### そのほかの事例

- 友人から「化粧品を買ってほしい。会員になって一緒に売ればもうかる。」と誘われた。会員になり化粧品をたくさん買って、それを知り合いに売ると紹介料が手に入るというもので、会員になったが、売れ残った化粧品と借金だけが残った。
- 知らない人から電話があり、よくわからないまま生年月日や携帯番号などを聞かれて答えた。数日後、申し込んでいないのにネイリストになるための教材と購入確認書が送られてきた。

### トラブルにあわないためにも

- ◆ 「おいしい話がある」などと、はっきり目的を告げずに「説明会」や「イベント」などに来るように誘われたら、気をつけてください。
- ◆ 知らない相手から個人情報について聞かれたら、警戒し、簡単にもらさないようにしましょう。





# 6 知っておきたい クーリング・オフ制度

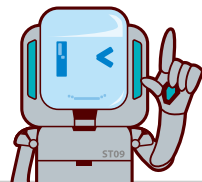
活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P228～229 「消費者を支えるしくみ」  
 公民 P124～125 「消費者の権利を守るために」

クーリング・オフ制度は、訪問販売などの不意打ち的な勧誘を受けて消費者が契約してしまったときに、**一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です**。“頭を冷やして考え直す”という意味からクーリング・オフ(Cooling-Off)制度といいます。

## 1 クーリング・オフってどんなときにできるの？

例えば、訪問販売や電話勧誘販売などであれば、**原則としてすべての商品(一部除外商品あり)**で契約書面を受け取ってから**8日間以内**、マルチ商法は、**20日間以内**であれば契約解約できます。

※自らの意思で行った契約でも、エステや語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一定の美容医療などはクーリング・オフできる場合があります。



### 契約書面を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

この日の消印まで有効

## 2 クーリング・オフするとどうなるの？

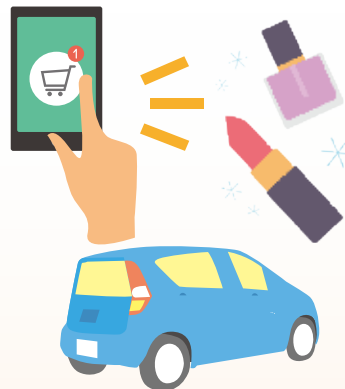
契約は初めからなかったことになり、支払ったお金は戻り、違約金(契約を守らなかったときに払うお金)や損害賠償金を払う必要はありません。

また、商品等を受け取っている場合は、販売会社の送料負担で引き取ってもらえます。ただし、下のような場合にはクーリング・オフできないので気をつけましょう。

### クーリング・オフができない主な例

- ① 店舗販売や通信販売(インターネットを含む)
- ② 3千円未満で現金払いの契約
- ③ 使用・消費した化粧品や健康食品などの消耗品\*
- ④ 自動車の契約
- ⑤ キャッチセールスでの飲食、カラオケなど

\*消耗品は使っていてもクーリング・オフできる場合があります。(販売員に商品を開けさせられたような場合など)消費生活センターへ相談してください。

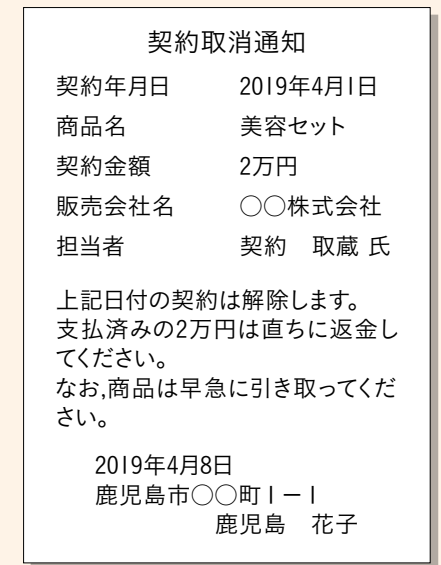
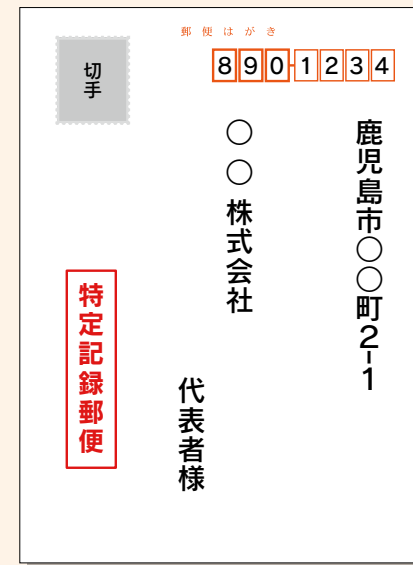


# 実際のクーリング・オフの文書を見よう

7日前、中学3年生の鹿児島花子さんは、街頭でアンケートに答えてほしいと呼び止められ事務所に連れていかれました。そこは、化粧品の会社で、美容セットの購入をしつこく勧められこわくなって契約をしてしまいました。

後になってよく考えてみたところ、自分には必要なかったので、花子さんはクーリング・オフをすることにしました。

- 契約日 …… 2019年4月1日
  - 商品名 …… 「美容セット」
  - 契約金額 …… 2万円
  - 販売会社 …… ○○株式会社
  - 担当者 …… 契約 取蔵
- 〒890-1234 鹿児島市○○町2-1



### はがきの送り方の 注意点

- ★必ず表・裏をコピーし、写しを保管しておきましょう。
- ★配達方法は、簡易書留や特定記録郵便などで送らましょう。

(未成年者の契約取消は、P6を参照)

## Q2 クーリング・オフできる？できない？

(回答は21ページ)

① 路上で呼び止められ、店に連れていかれ美容セットを買わされた。

② テレビショッピングで限定100名様と宣伝していたアクセサリーを買った。

③ 電話で宅配ピザを注文したけれど、ピザよりお寿司が食べたくなった。

# 7 いろいろな購入方法

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P220~221 「購入方法と支払い方法」  
 公民 P122~123 「契約と消費生活」

商品を購入する場合、直接お店に出向いて買い物をすることが多いですが、最近ではいろいろな購入方法があり、お店に行かないで商品を購入する機会が増えてきました。

購入方法と利用上の注意点についてしっかり整理しておきましょう！

## クーリング・オフ 不可

### 店舗販売



- 商品には表示ラベルや消費者マーク(JISマークやJASマークなど)を確認して選択する。

### 通信販売



- 注文するときは慎重に選び、注文書やパソコンの取引画面の写しなどは残しておく。
- 以下の事項を確認し、信用のおける会社かどうか見極める。

#### 【確認事項】

- ①会社名 ②住所 ③電話番号 ④価格
- ⑤送料 ⑥支払方法と期限 ⑦振込手数料
- ⑧商品の受取日 ⑨返品可否

最近では、通信販売を利用する人が増えています。相手や商品を直接見ることができないため、トラブルにつながることも多くなります。海外の業者には、特に注意が必要です。

信頼できる業者の目安として、ジャドママークを確認しましょう。



## クーリング・オフ 可

### 訪問販売



- 最初に会社名と用件を聞き、むやみに家の中に入れない。
- たくみな話術に乗せられないように注意する。
- 必要がなければ、はっきり断る。

### 電話勧誘販売

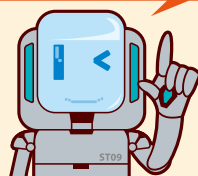


- 最初に会社名と用件を確認する。
- 必要がなければ、はっきり断る。
- 契約するときは、電話で聞いた内容と契約書面の内容が同じか確認する。

「けっこうです」という言葉には、「賛成している」といった意味も含まれているため、承諾の意味にとられてしまうことがあります。

断るときには誤解が生じないように、

**「いいません」** **ハッキリコトワル**  
**「買いません」**  
**「お断りします」**  
 などとはっきり言いましょう。



# 8 いろいろな支払い方法

活用できる教科書のページ  
 家庭分野 P220~221 「購入方法と支払い方法」  
 公民 P120~121 「私たちの消費生活」

商品の代金は、現金で支払うことが多いですが、現代は、「カード社会」「キャッシュレス(現金を持ち歩かない)社会」と言われ、電子マネー、クレジットカードなどの現金以外の様々な支払い方法が利用されています。

## 1 クレジットカードのしくみ

クレジットには、「信用」という意味があり、商品などの代金を後で返済する約束のことをいいます。消費者がクレジットカードで買い物をすると、クレジット会社は消費者の信用をもとに、商品の代金を立て替えて販売店に支払います。消費者は、後日、立て替えてもらっていた代金をカード会社に支払います。



## 2 クレジットカードを使う前に

クレジットカードを使うということは、「借金」をしていることと同じです。後日、期日内に返さなければいけないということを忘れてはいけません。

クレジットカードを利用する人の中には、何枚ものカードを持ち、どのくらい使ったのか分からなくなり、気がついたときには利子もふくらみ、自分の力では返せなくなっている人がたくさんいます。欲しいものを手に入れるためには、お金を貯めてから買うのが基本です。

**安易に利用することのないように、気をつけましょう！**



## クレジットカード払いの支払い回数・方法の違いを理解しよう!

クレジットカードには、複数の支払い方法があります。  
主な支払い方法の利点・注意点を確認しましょう。

支払い方法	いっかつ一括払い, 2回払い	ぶんかつ分割払い	リボルビング払い(リボ払い)
内容	買い物の翌月または翌々月に一括(または2回)で支払う方法	3回以上に分割して支払う方法	毎月の支払い金額を一定に決めて支払う方法
利点	●金利手数料がかからず、支払いも1回(または2回)ですむ。	●自由に支払い回数を決めることができるので、終了時期が分かりやすい。	●毎月の支払い額が一定のため、家計の管理がしやすい。
注意点	●1回(または2回)で支払わなければならないため、1回あたりの支払い金額が大きい。	●商品代金のほかに金利手数料がかかるため、支払い総額が高くなる。 ●分割払いで複数の買い物をすると、それぞれの支払いが重なるため月々の支払い金額が高くなる。	●支払い額は一定なので、買い物を重ねると、支払いが長引き、支払いがいつ終わるかわかりにくい。 <b>→支払い残高が高くなると、支払う金利手数料が高くなる。</b>

### リボルビング払いには気をつけて

支払い回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
分割払い(3回)	1万円 +手数料	1万円 +手数料 + 3万円 +手数料	1万円 +手数料 + 3万円 +手数料	3万円 +手数料	なし	なし
リボ払い(月々10,000円)	1万円 +手数料	1万円 +手数料	1万円 +手数料	1万円 +手数料	1万円 +手数料	1万円 +手数料

～以降、12回目まで続く

クレジットカード払いでは、クレジット会社によって種類や利用方法が異なります。

特に、**リボ払いは仕組みが複雑**で、利用方法を間違えると多額の借金を抱えることもあります。それぞれの特徴を理解して、自分の生活状況に合わせて利用しましょう。

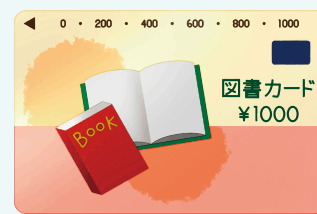
### これだけ違う手数料 (手数料の実質年率が12.5%の場合)

9万円の場合	手数料総額	30万円の場合	手数料総額
●3回払い	→ 1,881円	●3回払い	→ 20,688円
●月々1万円の リボ払い	→ 3,770円	●月々1万円の リボ払い	→ 45,394円

※手数料は、クレジット会社や返済回数、返済方法によって異なります。

## 3 支払い方法の種類と機能

### プリペイドカード



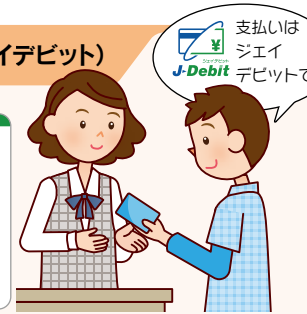
図書カードのように、先に代金を支払ってカードを購入し、カードに記載された分の商品を購入することができます。

### ICカード・電子マネー



ICチップの入ったカードにお金を入金し、金額をデータとして記憶するものや、携帯電話に同じ機能を組み込んだもの(おサイフケータイ)などがあります。「ラピカ」は、市電や市バスなどの運賃の支払いだけに利用できますが、最近の電子マネーは、様々な買い物に使用できるものがあります。

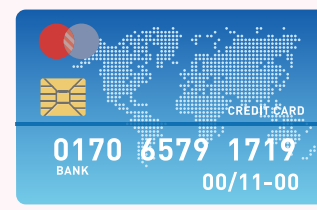
### デビットカード(ジェイデビット)



支払い時にカードを提示し、暗証番号を入力することで、預貯金口座から代金が引き落とされて支払いができるカードです。

銀行等に預けている預貯金をATM(現金自動預け払い機)で出し入れできるキャッシュカードにデビットカードとしての機能がついています。

### クレジットカード

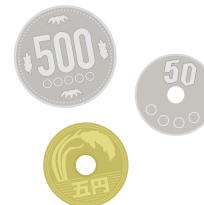


手元に現金がなくても、支払い時にカードを提示しサインをすることで、後払いで代金を支払うことができるカードです。お金を借りられるキャッシング機能が付いているものもあります。

通信販売では、通信販売業者にカード番号等を伝えることでも代金の支払いができます。

これらの利点は、現金を持ち歩かなくても支払いができる点です。

しかし、カードを落としたり盗まれたりすると、他人に勝手に使われてしまう危険があります。**お金と同じ価値があります**ので、保管や使い方に十分注意しましょう。



# 9 商品の選び方を考えてみよう

活用できる教科書のページ  
家庭分野 P234～235 「消費者としての力をつけよう」  
公民 P120 「私たちの消費生活」

商品選びの基準は価格だけではありません。デザインや安全性、環境への影響などいろいろあります。たくさんの商品の中からなぜその商品を選ぶのか、情報を正確に読み取り見る目や考える力を身につけましょう。

## 商品を選ぶ基準を考えてみよう

### ☑ チェック欄

- ①  価格が安い
- ②  使いやすい
- ③  安全性が高い
- ④  永く使える
- ⑤  デザインが好み
- ⑥  高機能
- ⑦  近くで買える
- ⑧  メーカーが信頼できる
- ⑨  リサイクル素材でできている
- ⑩  フェアトレード商品

### これ以外の基準を考えてみよう

- ⑪
- ⑫

価格だけでなく生産・流通など商品がかかわる背景も考えてみよう

## 購入は投票と同じ

● 消費者から選ばれ、たくさん購入された商品は、さらにたくさん生産されるようになります。

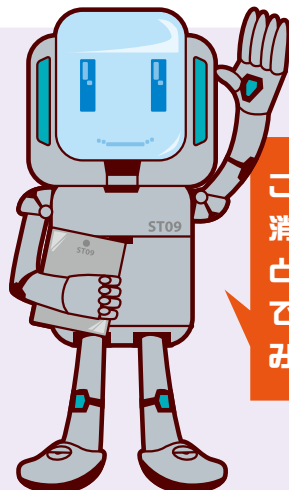
## 私たちの消費が世界を変えます

● 私たちの商品の購入は未来の社会に影響を与えます。

例えば、環境に配慮したリサイクル素材の文具や省エネ家電などを選択して購入することは、環境破壊や地球温暖化などへの取り組みにつながります。



地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動を「倫理的消費(エシカル消費)」といいます。



この学習資料を通して、消費者市民社会の一員として自分たちには何ができるか、皆で話し合ってみましょう。

# Answer 問題の解答

## P4 Q1 次の中で契約でないものはどれでしょう？

法律的な責任を伴う契約でないのは、「②友達と遊ぶ約束をする」です。なお、⑧は入学金を支払い、学校に入学する在学契約です。

## P10 あなたならこんなときどうする？

### ケース1(例)

Q1 Aさんは、相手にいわれるがまま、安易に他のサイトに登録しないことが適切です。インターネット上で知り合う相手は、悪意を持って相手の情報を得ようとしている場合もあります。ネット上で安易に個人情報を掲載してしまうと、簡単に削除できず思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。

Q2 Bさんは、予想されるトラブル(下記 Q3 の回答例など)の危険性を説明し、Aさんが安易に登録してしまわないようにアドバイスできるといいでしょう。

Q3 相手がうそのプロフィールを使ってAさんを有料サイトに誘い、高額な利用料の請求や、悪意を持った呼び出しをすることもあります。例えば、出会い系サイトでは、最初は無料でも途中から有料になることがほとんどです。また、出会い系ではないサイトでも(SNSやゲームサイトなど)、使い方を誤ると様々な犯罪に巻き込まれる危険があるので注意が必要です。

### ケース2(例)

Q1 CさんとDさんは、無料だからといって、安易にサイトへアクセスしないようにしましょう。有害なサイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能を設定していても、有害なサイトにつながり料金が請求される場合があります。フィルタリングが万能でないことを認識し、むやみにクリックしないこと、何かあったらすぐ保護者に相談することなど、日ごろから家族でインターネットの使い方についてよく話し合っておくことが大切です。

Q2 請求画面を閉じても繰り返し表示されたり、パソコンを再起動しても請求画面が現れたりする現象は、ウイルス感染の可能性も考えられます。連絡先に連絡すると、電話番号が知られてしまい、名前や住所等を聞き出されることもあります。

## P15 Q2 クーリング・オフできる？できない？

- ①は、キャッチセールスのためクーリング・オフできる。
- ②は、通信販売のためクーリング・オフできない。
- ③は、通信販売(電話での申し込み)のためクーリング・オフできない。

## 消費者教育学習資料 編集委員会

2019年3月編集時の所属で記載しています。

- 精松 真由 (伊敷中学校)
- 山吉 謙一 (桜丘中学校)
- 亀澤 宏也 (鹿児島玉龍中学校)
- 石窪奈穂美 (県金融広報委員会)
- 迫 和秀 (緑丘中学校)
- 永田 佳子 (市教育委員会学校教育課)
- 三反田直子 (紫原中学校)
- 小倉 和代 (市消費生活センター)
- 南 香乃子 (武岡中学校)

# 鹿児島市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、みなさんのパートナーとして、  
くらしのお手伝いをしています。  
困ったなと思ったら、一人で悩まないで相談してください。

## 【鹿児島市消費生活センター】

相談電話 (平日のみ 9時~17時15分) **099-252-1919**

〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目25-1-31

ホームページ

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

検索

Click!

消費者ホットライン  
相談電話(局番なし)

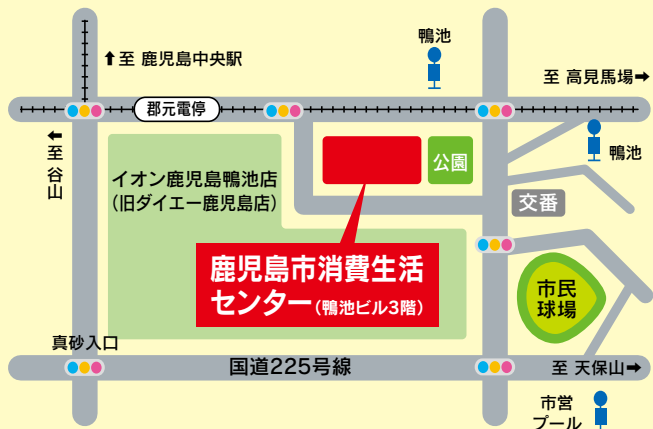
いやや  
**188**

嫌や!泣き寝入り

相談時間:土・日・祝日 10:00~16:00

●平日は最寄りの消費生活相談窓口  
に接続されます。

相談無料



## 【ABC消費者情報ネットかごしま】

鹿児島市では、悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどを携帯電話にメール配信しています(登録・情報料無料)。

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jpに空メールを送信するか、上の二次元コードを読み取って登録手続きを行ってください。

